

# 千葉市都市緑化植物園講習室利用について

(平成 28 年 4 月 1 日制定)

(令和元年 10 月 1 日改正)

## 1 【施設】

| 貸出施設名称 | 料金 | 面積    | 収容人数等 | 床仕上げ  | 用途         | 主要備品・特記事項 |
|--------|----|-------|-------|-------|------------|-----------|
| 講習室    | 有料 | 83.6㎡ | 30人程度 | 磁器タイル | 講習会の実施等に利用 | 机・椅子      |

## 2 【供用日等】

供用日及び利用時間は次のとおりです。

- (1) 供用日 1月4日から12月28日までの日 <月曜日(その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる時は、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。)>を除く。>
- (2) 利用時間 午前9時00分から午後5時00分までとします。
- (3) 利用の制限 利用人員は、30人程度としてください。

※利用時期及び曜日等により、駐車場の利用制限がありますので相談してください。

## 3 【利用料金】

(税込)

| 区分 | 午前9時から午後5時の間<br>1時間につき<br>(※9時00分スタートの<br>1時間単位となります。) | 午前9時から<br>午後5時まで | 時間外<br>(1時間につき) |
|----|--|------------------|-----------------|
| 金額 | 310円   | 2,180円           | 300円            |

※但し、正午から午後1時の間は条例の時間外にあたるため300円

## 4 【使用の許可申請等】

- (1) 講習室使用の許可を受ける方は、有料公園・有料公園施設使用許可申請書を提出し、利用料金の納付と引き換えに許可書の交付を受けて下さい。  
なお、講習室の有料公園・有料公園施設使用の許可申請は、利用希望日の当日に受付けます。  
(予約は3ヶ月前から)  
また、利用についての相談や照会は、休園日を除く午前9時から午後5時まで受付します。
- (2) 申し込み方法は、直接本施設の来園を基本としますが、予約は電話でも申し込みできます。最新の空室の状況は電話で照会願います。また、連続5日以上にわたる全日利用の申し込みはご遠慮ください。
- (3) 申込者は、催物の主催者に限ります。
- (4) 申し込み及び問い合わせ窓口  
千葉市都市緑化植物園みどりの相談所 指定管理者  
一般財団法人千葉県まちづくり公社 千葉市都市緑化植物園管理事務所  
〒260-0808 千葉市中央区星久喜町278番地  
TEL: 043-264-9559 FAX: 043-265-6088

## 5 【利用料金の不還付】

利用者は利用料金を納付後、利用者の都合で利用を中止する場合、利用料金は返却しません。

## 6 【利用料金の減免】

利用料金の減免については、下記のとおり取り扱います。

- (1) 次の手帳を提示して使用する場合、利用料金を全額免除いたします。

ア 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳

#### ウ 市長の発行する療育手帳

- (2) 障害者基本法第2条に該当する団体が文化活動で使用する場合は全額免除  
例：バリアフリー映画観賞会（障害者の会）、車椅子社交ダンス協会の千葉市内の支部等。
- (3) 障害者団体で千葉市の後援等を得た文化活動のために使用する場合は全額免除
- (4) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人で、主たる事務所を千葉市に有する団体が使用する場合は全額免除
- (5) 上記（2）から（4）に該当する団体が講習室を使用するときは、使用許可申請申請書（減免用）を使用日の3日前までに提出することにより利用料金を免除する。

#### 7【使用の不許可等】

利用者が、次に該当するときは、使用の不許可とします。

- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団の利益になるとき。
- (3) 施設又は設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他施設の管理上支障があると認められるとき。

#### 8【使用の取消し】

利用者が、その使用を取消しするときは、有料公園・有料公園施設使用取消届に許可証を添えて提出して下さい。

#### 9【許可事項の変更等】

利用者が、その許可事項を変更しようとするときは、有料公園・有料公園施設使用許可事項変更許可申請書に許可証を添えて提出し、変更許可書の交付を受けて下さい。

#### 10【使用許可の取消し】

利用者は使用の許可を受けた後、7に規定する行為に該当する場合は、使用許可を取消します。なお、取り消しするときは、有料公園・有料公園施設使用許可取消通知書を利用者に交付します。

#### 11【使用権等の譲渡等の禁止】

講習室使用の許可を受けた方は、使用する権利を譲渡し、又は転貸できません。

#### 12【遵守事項】

入園者は、次に掲げる事項を遵守して下さい。

- (1) 施設・附属設備又は展示品等を毀損又は破損しないこと。
- (2) 備品等を無断で移動しないこと。
- (3) 所定の場所以外での火気の使用しないこと。園内は全て禁煙です。
- (4) 所定の場所以外での飲食をしないこと。
- (5) 暴力をふるう等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 許可なく物品等の販売又は展示はしないこと。
- (7) 展示されている展示品や植物等の撮影又は模写を業として行う、テレビ・ビデオ・映画・写真等の撮影はしないこと。
- (8) 危険物又はケージに保管しない動物は持ち込まないこと。
- (9) その他施設の管理運営に支障のある行為をしないこと。
- (10) お車でのお来園の際は、所定の駐車場に駐車してください。

#### 13【施設損傷等の届出】

利用者が施設、設備及び展示品等を毀損し、又は著しく汚損した場合には直ちに届出下さい。

#### 14【利用者の損害賠償責任】

利用者は、この「千葉市都市緑化植物園講習室利用について」に定める事項に違反し、若しくは故意又は過失により損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。